

事務連絡  
令和3年1月7日

監理技術者講習登録講習機関 各位  
登録解体工事講習登録講習機関 各位

国土交通省 不動産・建設経済局 建設業課  
建設業技術企画官

監理技術者講習及び登録解体工事講習における  
新型コロナウイルス感染症への対応について

新型コロナウイルス感染症対策本部において、1都3県において緊急事態宣言が再発令されたところです。標記講習実施の際には、新型コロナウイルス感染症対策本部等において示されたイベント開催制限の段階的緩和の目安や基本的対処方針等をはじめ、国や都道府県からの要請等に留意しつつ、講習会場における感染防止のための適切な対策（「三つの密」を徹底的に避ける、「人と人との距離の確保」「マスクの着用」「手洗いなどの手指衛生」「室内の換気」等）を講じるなど、適切な感染予防対策を実施した上で実施するようお願いするとともに、令和2年10月12日付け国不建第201号において通知しているところではありますが、オンラインによる講習の実施についても、引き続き、積極的に御検討いただきますようお願いいたします。